別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）		
放射性医薬品の製造及び取扱規則	（略）	
	（略）	
		第十一条第二項の規定による帳簿の記載
（略）		

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	（略）	
放射性医薬品の製造及び取扱規則		第二条第九項第二号イの規定による証明書等の発行
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	（略）	
（略）		

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）		
放射性医薬品の製造及び取扱規則	第二条第七項第三号（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成	
		第十一条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載
（略）		

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	（略）	
（新設）		（新設）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	（略）	
（略）		

○厚生労働省令第六十四号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び関係法令の規定に基づき、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（老人居宅生活支援事業の開始の届出）	（老人居宅生活支援事業の開始の届出）
第一条の九　法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第一条の九**　法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　届出者の登記事項証明書又は条例	三　条例、定款その他の基本約款
四　（略）	四　（略）
五　主な職員の氏名	五　主な職員の氏名及び経歴
六～八　（略）	六～八　（略）
（削る）	2　法第十四条の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。
（老人居宅生活支援事業の変更の届出）	（老人居宅生活支援事業の変更の届出）
第一条の十　法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項とする。	**第一条の十**　法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。